

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合は開設者としての変更届出があったものとみなすこと等

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするなど、報告に係る手続きを簡素化すること。併せて、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届も同様に、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするとともに、添付書類を省略すること。さらに、医療情報ネット上の情報を国民側がオープンデータとして活用できるようにすること。

## 具体的な支障事例

届出事項の一部について変更をする場合、法に基づく報告及び施行令等に基づく届出の2件の手続きが必要であり、事業者及び地方公共団体の負担となっている。また、一方の報告あるいは届出について失念されていることもあることから、国民が医療情報ネット上で最新の情報を閲覧できていない場合もある。また、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の添付書類として、保健所の受付印のある変更届の写しが必要となっており、電子申請が進まないような状況となっている。

医療機能情報については国民が閲覧できるが、オープンデータとして活用できない状態となっているため、各自治体でオープンデータを作成したり、事業者からの求めに応じて情報提供をしている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者においては変更届出の手続きの簡素化につながるほか、報告を受ける自治体の事務負担軽減にもつながるとともに、報告を一元化することにより、国民が閲覧する情報が最新のものになり、国民へのメリットにもつながる。加えて、保険医療機関及び保険薬局による変更届も併せて一元化、更には添付書類が省略されることで事業者の負担軽減につながり、将来的に医療情報ネットによるオンライン報告を促す効果が期待できる。また、既存の医療機能情報を活用し、薬局においては許可番号や許可期限などの必要情報を追加して、Excel 等でのデータ抽出ができるようにすることで、オープンデータとして活用できる。

## 根拠法令等

医療法第6条の3、医療法施行令第4条・第4条の2、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、第10条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、高知県

-

## 各府省からの第1次回答

## 【概要】

医療法及び薬機法上の変更届出並びに保険医療機関や保険薬局による届出事項変更届を情報提供制度による報告に代替することは、以下の理由から不相当である。

①趣旨目的が異なること。具体的には、前者が、変更事項が各法令の規定に適合しているか確認して受理する趣旨である一方で、後者は患者が適切に医療機関や薬局を選択することを支援することを目的とするものであり、趣旨目的が異なること。

②実務上運営が困難であること。具体的には、前者と後者では、報告項目が異なることに加え、前者の報告先は都道府県知事や市長、厚生局等である一方で、後者の提出先は、都道府県知事であり、実務運用上実施が困難である。

なお、今般成立した改正医療法等に基づき、国民にとってわかりやすい情報提供の実現に向けた検討を進めているところ。令和6年度を目指して全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)を構築しており、医療情報ネット上の情報をオープンデータとして活用できるようにすることも含め検討してまいりたい。(別紙参照)

<医療機能情報提供制度に基づく報告があった場合に、医療法上の変更届に代えることとする事について>

#### ○趣旨目的について

医療機関の開設許可及び開設届出事項の変更届に当たっては、特定の事項に変更が生じた時には、変更後 10 日以内に開設者が都道府県知事（診療所及び助産所においては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）に届け出ることを規定しており、都道府県知事等は所定の事項の記載内容が医療法の規定に適合していることを確認して受理すべきものとしている。一方、医療機能情報制度は、患者が医療機関の適切な選択をできる為の支援をすることを目的として、都道府県知事への報告を管理者に義務付けているものであり、趣旨・目的が異なるものである。

#### ○実務上の問題点について

また、医療機能情報提供制度の報告を医療法上の変更届出に代替することについては、以下3点の理由から運用上実施困難である。

##### 1. 報告項目が異なること

例えば、医療法上変更の届出が必要な情報として、定款の変更があるが、これは、医療機関の適切な選択に資する情報としてはなじまないため、医療機能情報提供制度の報告対象とは出来ない、といったように、報告項目を一致させることができないため困難である。

##### 2. 報告先が異なること

医療法上の変更届出先は、診療所及び助産所の場合、医療機関の開設地が保健所設置市、特別区であれば、当該医療機関の指導監督権限がある当該市長や当該区長とされている。一方で、医療機能情報提供制度は、医療機関の管理者が都道府県知事に対して報告することとなっており、報告対象が異なるため困難である。

##### 3. 届出を求める期限が異なること

医療法上の変更届出は、自治体において医療機関の適切な運営を把握するため、変更後 10 日以内に届出させることとしており、また、当該期限を過ぎた場合には、遅延理由書の提出を求めている。一方で、医療機能情報提供制度は、医療機関の適切な選択に資することが目的であり、そのような厳格な取扱いはしておらず、医療法上の変更届出と揃えて、医療機能情報提供制度の報告期限を新たに規定することは困難である。

<薬局機能情報提供制度に基づく報告があった場合に、薬機法上の変更届に代えることとすることについて>

#### ○趣旨目的について

薬局機能情報提供制度においても、医療機能情報提供制度と同様の趣旨により薬局開設者に対して都道府県知事への報告を義務付けている一方で、薬局の開設許可及び許可事項の変更届に当たっては、薬局の構造設備、業務体制等が必要な基準を満たしているか確認する必要があり、両者は異なる目的で求めている手続きとなっている。そのため、薬局機能情報提供制度の報告を、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の変更届出に代替することについては、以下の差異があり、運用上実施困難である。

#### ○実務上の問題点について

##### 1. 報告項目が異なること

例えば、変更届出の事項として、薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所（薬機法施行規則第16条第1項）があるが、法人開設の場合における薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名は、薬局の適切な選択に資する情報としてはなじまないため、薬局機能情報提供制度の報告対象とは出来ない、といったように、報告項目を一致させることができないため困難である。

##### 2. 報告先が異なること

薬局の変更届出先は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）となっているところ、薬局機能情報提供制度は都道府県知事に対して報告することとなっており、報告先が異なるので、困難である。

##### 3. 届出を求める期限が異なること

都道府県等において薬局の適切な運営を把握するため、変更する前にあらかじめ届出しなければならない事項がある。

一方で、薬局機能情報提供制度は、変更があった場合に報告することとしているため、事後的に報告される薬局機能の報告事項の変更届をもって、事前に届出が必要な薬局の許可事項の変更を取り扱うことは困難である。

<医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に基づく報告があった場合に、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令上の変更届に代えることについて>

#### ○趣旨目的について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条において管理者、保険医の異動など、省令で定める事項に変更が生じた際に、開設者が管轄地方厚生局長に届け出ることを規定しており、健康保険事業の健全な運営の確保の観点から当該保険医療機関及び保険薬局の管理者等の確認を行っている。一方、医療機能情報制度及び薬局機能情報提供制度は、患者が医療機関及び薬局の適切な選択をできる為の支援をすることを目的として、医療法第6条の3及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2に基づき都道府県知事への報告をそれぞれ管理者、開設者に義務付けているものであり、趣旨・目的が異なるため、実施は困難である。

#### ○実務上の問題点について

また、医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度の報告を保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の届出に代替することについては、以下2点の理由から実務運用上実施が困難である。

##### 1. 報告項目が異なること

医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度の報告対象は医療機関及び薬局の適切な選択に資する情報である一方、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の届出は、その項目として、例えば、保険医及び保険薬剤師の異動があり、これは当該保険医療機関及び保険薬局に所属している保険医及び保険薬剤師を確認することで、適切な保険診療及び調剤を行うという趣旨で行っており、報告項目が異なること。

##### 2. 報告先が異なること

医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度は、都道府県知事に対して報告することとなっている一方で、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届は管轄地方厚生局長に届け出ることとなっている（所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行う）こと。

このため、ご提案いただいている内容については、適当ではなく慎重な判断が必要と考える。

<医療情報ネット上の情報をオープンデータとして活用できるようにすること>

なお、今般成立した改正医療法等に基づき、国民にとってわかりやすい情報提供の実現に向けた検討を進めているところ。令和6年度を目指して全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）を構築しており、医療情報ネット上の情報をオープンデータとして活用できるようにすることも含め検討してまいります。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省 第1次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

## 提案事項(事項名)

地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大

## 具体的な支障事例

学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。

そのような状況の中、当市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。

給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。

また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。

## 根拠法令等

地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市

○当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。

○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。

## 各府省からの第1次回答

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)

これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。

公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。

公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。

現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

## 各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態を把握した上で対応について検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年社会・援護局長名での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。  
現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国市長会】  
提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

必要最小限度で早急に実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態等、地域ごとの実情を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】  
(19)日本赤十字社法(昭27法305)  
日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  
(関係府省:総務省)

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下、「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。

## 具体的な支障事例

身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。また、医師の指定には申請から2～3か月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう、他院で作成してもらう必要があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。

地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師の指定事務の大幅な効率化が図られ、速やかに指定手続を進められるようになる。

【参考】当市における医師の指定の申請・却下件数

令和2年度:申請30件 却下0件

令和3年度:申請12件 却下0件

令和4年度:申請23件 却下0件

※平成27年度～令和元年度においても却下は0件

## 根拠法令等

身体障害者福祉法第15条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、旭川市、羽後町、長野県、笠岡市、長崎市、佐世保市

○限られた医師数で診療を行わざるを得ないようなへき地の病院では、身障指定医の必要年数に達しない医師が現に障害を有する患者の診療に当たっていることから、指定医制度の見直しを求めたい。

○当市においても同様の状況があり、提案が認められれば事務の効率化が図られると考える。

【参考】当市における医師の指定の申請・却下件数

令和2年度：申請 27 件 却下0件

令和3年度：申請 26 件 却下0件

令和4年度：申請 19 件 却下0件

○審議会の意見を聴くため、医師の指定には申請から2カ月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう、他院で作成してもらう必要があるなど、住民にとっても不利益となる状況が発生している。

#### 各府省からの第1次回答

身体障害者手帳は指定医の診断書・意見書に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定が行われ、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の提供の際の証明手段となっている。

過去、当該指定医について、平成20年度に北海道にて実際より患者の障害程度を重く診断し、虚偽の診断書を作成した疑いや、平成26年度に聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせる事案があったことを受け、障害者手帳制度の適正性を担保するために、厚生労働省は当該指定医制度に関する障害認定における専門性の向上等に関する周知や取り組みに努めてきた。

身体障害者福祉法第15条2項に規定される当該指定医の指定に関する地方社会福祉審議会の諮問は、指定医の障害認定における専門性と公平性の担保のために有用に機能している仕組みであると承知している。例えば、指定医の申請をした医師の経験等に疑義が生じた場合、諮問された審議会の委員は、当該医師にかかる症例集など追加の資料の提出を求め、個別にその障害認定における専門性について審査し、行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例もあると承知している。また、合議制の機関の意見を聴くことについては、障害種別間の公平性を図る観点から必要であると考えている。

仮に、当該規定の廃止をした場合、指定医の専門性の低下につながり、診断書・意見書の疑義が増加し、医師への照会、申請者への再検査等、地方社会福祉審議会への諮問に伴う、自治体職員の事務負担増加や、申請者への手帳交付や支援等の遅滞が生じることが懸念される。

また、各種サービスを提供する際の証明手段としての身体障害者手帳制度の適正性が損なわれる可能性があり、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の円滑な提供に支障が生じることが懸念される。

以上から、当該規定を廃止することは、身体障害者手帳制度の適正性の担保の観点から不適當であると考えている。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。

具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。

一方で、指定障害福祉サービス事業者等の義務として、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。

なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度 54 件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体及び事業者双方の事務負担が減少する。

根拠法令等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】  
 (障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第 46 条第 1 項、第 51 条の 2 第 3 項  
 (相談支援事業者)第 51 条の 25 第 1 項及び第 3 項、第 51 条の 31 第 3 項  
 【児童福祉法】  
 (障害児通所支援事業者)第 21 条の 5 の 20 第 3 項、第 21 条の 5 の 26 第 3 項  
 (障害児相談支援事業者)第 24 条の 32 第 1 項、第 24 条の 38 第 3 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、仙台市、郡山市、八王子市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、熊本市

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出について、双方、またはどちらを届け出る必要があるのかについて、事業者から届け出前の確認連絡、問い合わせが非常に多く大きな業務負担となっている。様式内容の説明や各種様式掲載サイトの御案内等に係る対応業務に加え、事務の煩雑さから事業者の届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、本市及び指定事業者双方に負担が生じている。なお、届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまでに数週間を費やすこととなる。

○本市においては、年間 1000 件以上の変更届が提出されており、業務管理体制の整備に関する内容は、ほぼ変更届で網羅されているのが現状である。省略されれば自治体および事業所の事務負担が軽減される。

## 各府省からの第 1 次回答

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。